

<b>①件名</b>			
東日本大震災により被災した国民健康保険被保険者に係る一部負担金免除措置の継続について			
<b>②施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>			
<p><b>【背景】</b>                  東日本大震災は、甚大な被害をもたらし、復興公営住宅の建設や集団移転先の整備に時間を要しており、被災者は今なお避難生活を強いられている。                  被災者は仮設住宅等での生活の長期化や復興公営住宅等への転居により生活環境が大きく変化するなど、ストレスの増加や生活不活発状態等による生活習慣病の重症化が危惧される。</p> <p><b>【目的】</b>                  被災者の生活再建を支える健康維持が重要であることから、医療機会の確保と経済的負担の軽減を図るため、一部負担金免除措置を継続するもの。</p>			
<b>③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>			
<p><b>【根拠法令】</b> ・国民健康保険法（昭和33年法律第192号）                  ・東日本大震災に伴う石巻市国民健康保険一部負担金等の免除に関する要綱（平成23年石巻市告示第143号）</p> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b></p>			
<b>④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>			
平成27年 7月23日 宮城県市長会国民健康保険部会 意向調査 平成27年10月 6日 宮城県保健福祉部国保医療課 意向調査 平成27年12月24日 宮城県市長会国民健康保険部会 平成28年 2月 4日 国民健康保険一部負担金免除に係る宮城県市長会の平成28年度の対応について（宮城県市長会長通知）			
<b>⑤主な内容</b>			
1 免除対象者	①大規模半壊以上、かつ住民税非課税世帯 ②主たる生計維持者の死亡又は行方不明の世帯であった者、かつ住民税非課税世帯 （平成27年度と同じ）		
2 免除期間	平成28年4月1日から平成29年3月31日		
<b>⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</b>			
<b>【効果】</b> 被災者の医療機会の確保と経済的負担の軽減が図られ、健康維持が期待される。			
<b>【影響】</b>			
1 免除対象見込者数	約7,000人（国保被保険者の約17%）		
2 一部負担金免除実施に伴う財政収支見込額	（単位：千円）		
	一般被保険者	退職被保険者	合計
免除見込額 ①	850,000	10,000	860,000
国調整交付金（8/10）②	680,000	0	680,000
市国保負担額 ①－②	170,000	10,000	180,000
※市国保負担分については、国保財政調整基金を充てる			

<p>⑦他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>各自治体において検討されている。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・多賀城市は免除の継続を決定</li> </ul> </p>
<p>⑧今後の予定及び施行予定年月日</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年2月13日 平成27年度第2回石巻市国民健康保険運営協議会に報告</li> <li>・平成28年2月 平成28年第1回市議会定例会に予算（案）提案</li> <li>・平成28年3月 東日本大震災に伴う石巻市国民健康保険一部負担金等の免除に関する要綱の一部改正（施行期日：平成28年4月1日）</li> </ul>
<p>⑨その他</p>